

行田市商工センターの利用予約が インターネットで登録できるようになります！

行田市商工センターの利用予約について、商工センターの窓口及び電話での予約を行ってまいりましたが、この度、行田市公共施設予約システムを導入したことにより、施設の開館時間以外も、インターネット上で 24 時間いつでも「施設の空き状況の確認」や「予約登録」ができるようになりますので、ぜひご活用ください。

なお、予約システムからの予約には事前の利用者登録が必要となります。また、予約システムの導入に伴い、予約方法等が変更となりますのでご注意ください。

行田市公共施設予約WEBサイトアドレス【<https://gyoda.shisetsu-info.jp>】



1 開始日 令和 4 年 3 月 1 8 日から

2 予約システム導入後の予約方法について（予約方法別の予約開始日）

① **WEB 抽選申込み開始日** ⇒ 利用月の 7 ヶ月前の 10 日

※令和 4 年 11 月 1 日以降の利用分が WEB 抽選の対象となります。

② **WEB 予約開始日** ⇒ 利用月の 6 ヶ月前の 1 日

③ **窓口、電話予約開始日** ⇒ 利用月の 2 ヶ月前の 1 日

例 令和 4 年 11 月 20 日利用分の予約開始日

・ WEB 抽選申込み開始日 ⇒ 令和 4 年 4 月 1 0 日（利用月の 7 ヶ月前の 10 日）

・ WEB 予約開始日 ⇒ 令和 4 年 5 月 1 日（利用月の 6 ヶ月前の 1 日）

・ 窓口、電話予約開始日 ⇒ 令和 4 年 9 月 1 日（利用月の 2 ヶ月前の 1 日）

3 予約方法別の予約の詳細

(1) 【WEB 抽選】WEB 抽選の予約申込み（全施設）

① 抽選申込み開始日時 利用月 7 ヶ月前の 10 日（午前 6 時 00 分）

② 抽選申込み終了日時 利用月の 7 ヶ月前の 25 日（午後 11 時 59 分）

③ 抽選結果メール 利用月の 7 ヶ月前の 26 日（午前 6 時過ぎに送信）

④ 注意事項 ア) 抽選は団体 ID のみ申込み可能で、個人 ID は申込みできません。

イ) 抽選後の当選施設のキャンセルはご遠慮ください。

ウ) 当選後は、速やかに利用申請手続きをお願いします。

※例 令和 4 年 11 月 20 日（日）施設を予約する場合

・ 抽選申込み開始日時 令和 4 年 4 月 10 日（日）（午前 6 時 00 分）

・ 抽選申込み終了日時 令和 4 年 4 月 25 日（月）（午後 11 時 59 分）

・ 抽選結果メール 令和 4 年 4 月 26 日（火）（午前 6 時頃に送信）

(2) 【WEB予約】WEB予約登録（WEB抽選後の空き施設の予約登録を含みます。）

①予約開始日時 利用月6ヶ月前の1日（午前8時30分）

②予約終了日時 利用日14日前（午後11時59分）

※例 令和4年11月20日（日）施設を予約する場合

・予約開始日時 令和4年5月1日（日）午前8時30分

・予約終了日時 令和4年11月14日（日）午後11時59分

(3) 【窓口予約】商工センター窓口での予約

①予約開始日時 利用月2ヶ月前の1日（午前9時00分）

②予約終了日時 利用日当日

※例 令和4年11月20日（日）施設を予約する場合

・予約開始日時 令和4年9月1日（木）午前9時00分

・予約終了日時 利用日当日

(4) 【電話予約】電話での予約

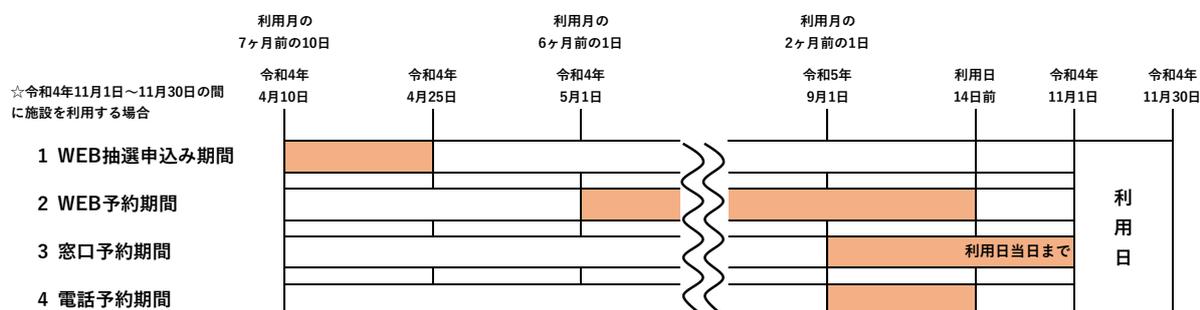
①予約開始日時 利用月2ヶ月前の1日（午前10時00分）

②予約終了日時 利用日14日前（午後9時00分）

※例 令和4年11月20日（日）施設を予約する場合

・予約開始日時 令和4年9月1日（木）午前10時00分

・予約終了日時 令和4年11月6日（日）午後9時00分



4 予約施設の利用許可申請

WEB抽選やWEB予約、また窓口や電話での予約を行った場合においても、利用許可が決定されたわけではありません。予約完了後、【利用日の14日前まで】に行田市商工センター窓口にて、利用許可申請を行い、料金を納付して利用許可を受けてください。

※期日までに利用許可申請が行われない場合は、予約が自動的にキャンセルとなりますのでご注意ください。

5 利用者登録について

公共施設予約システムから行田市商工センターを予約する場合は、事前に利用者登録が必要です。以下の方法で利用者登録手続きを完了し、ログイン名及びパスワードの発行を受けてください。

(1) 利用者登録区分

① 団体登録

- ・市内団体⇒団体員が2人以上で団体所在地が市内
- ・市外団体⇒団体員が2人以上で団体所在地が市外

②個人登録

- ・市内個人⇒15歳以上（中学生不可）で住所が市内
- ・市外個人⇒15歳以上（中学生不可）で住所が市外

(2) 利用者登録場所及び登録方法

①行田市商工センター窓口

行田市公共施設予約システム利用者登録申請書を記入の上、本人確認ができる書類を持参して商工センター窓口でお手続きください。申請書は市ホームページからダウンロードができるほか、窓口に配置しております。なお、団体登録をするには構成員の氏名、住所、電話番号が必要です。

②行田市公共施設予約WEBサイト

行田市公共施設予約WEBサイトから利用者登録を行ってください。なお、団体登録するには構成員の氏名、住所、電話番号が必要です。また、WEB登録の場合、初回の利用時に本人確認ができる書類の提示をお願いします。

※本人確認ができる書類とは、住所、氏名、生年月日が確認できる運転免許証や健康保険証等です。

※団体の場合は、代表者の方の書類が必要です。

※代理の場合は、利用登録者代表者及び代理人の両方の本人確認書類が必要です。

(3) 利用者登録における注意事項

①登録は無料です。

②次の該当する場合は、利用をお断りいたします。また、同時に利用者登録を抹消いたします。

ア) 利用者登録や施設予約内容に虚偽や不正がある場合。

イ) 重複登録があった場合。

ウ) 料金の支払いがない場合。

エ) 無断キャンセルをした場合。

オ) 施設利用上又は、WEB利用上で迷惑行為があった場合。

カ) その他、虚偽や不正が発覚した場合。

③利用者登録事項に変更があった場合は、速やかに届出ください。

④ログイン名及びパスワードは第三者に譲渡または貸与することはできません。

⑤ログイン名及びパスワードは他人に知られないよう適切に管理してください。

⑥登録した個人情報等は、市で適切に保護し施設利用に関すること以外には使用しません。

⑦利用登録について、不明な点がございましたら行田市商工センター（TEL048-553-0510）までお問合せください。